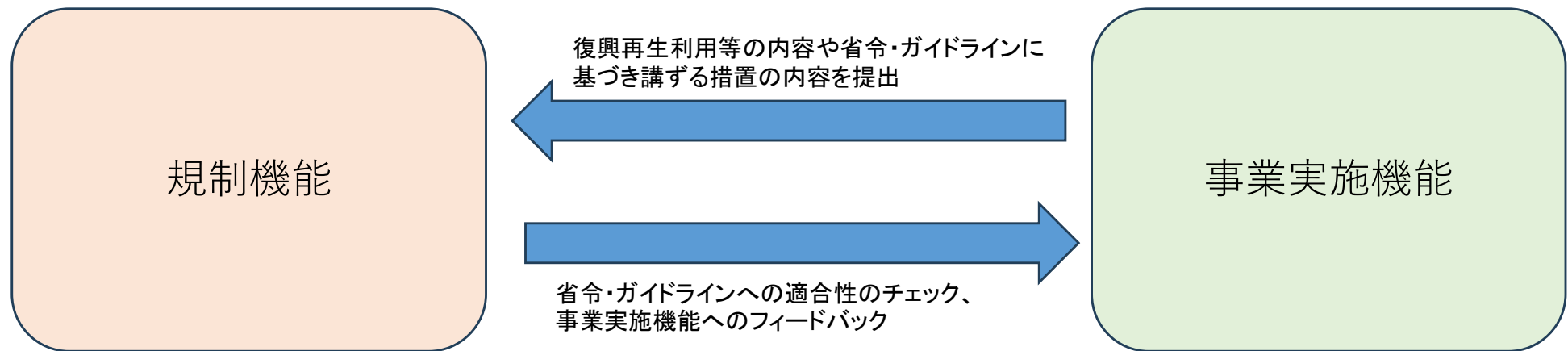


復興再生利用等に係る適切な事業実施に向けた体制整備について

- 今後の復興再生利用等の実施に向け、基準省令やガイドラインに基づく適切な対応が行われているかを確認する体制（規制機能）を確保するため、2025年4月1日より、「復興再生利用・最終処分規制審査企画官」を置くこととした。
- 復興再生利用等の実施に当たっては、計画段階や実施段階（計画変更時・異常時を含む）において必要な対応が取られているか確認するため、当該企画官が基準省令やガイドラインの内容への適合性をチェックすることとする。

<復興再生利用等に係る適切な事業実施に向けた体制整備>



※適切な審査の実施を確保するため、必要に応じて、外部有識者等により審査状況等を確認

<参考：IAEA専門家会合最終報告書（日本語仮訳）より抜粋>

今後、IAEAの基本安全原則（SF-1）に従って、規制機能は事業実施機能から独立させるべきである。（中略）環境省は、特別措置法に基づく省令に従って、再生利用及び最終処分を実施する前に、事業実施者と規制者の独立性を示すべきである。（中略）環境省内での管理体制の整備は、規制機能の事業実施機能からの独立性を示すための選択肢の一つとなりうる。